明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律の施行期日を定める政令（一六）　三

○特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律第四条第一項の事業の区分及び規模を定める政令（一七）

○社会保険労務士法施行令の一部を改正する政令（一八）

〔府令・省令〕

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令（**内閣府・総務**一）　四

〔省　令〕

○地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（**総務**三）

○地方自治法施行規則の一部を改正する省令（**同**四）

〔告　示〕

○特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（**内閣府**七）　四

○社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件（**金融庁・法務・財務**一）

○地方自治法施行規則第十二条の四の二第二項第二号に規定する総務大臣が定める電子証明書を定める件を廃止する件（**総務**一八）

○日本国に帰化を許可する件（**法務**一四）

○円借款の供与に関する日本国政府とセネガル共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**三七）　五

○円借款の供与に関する日本国政府とインド政府との間の書簡の交換に関する件（**同**三八）

○株式会社国際協力銀行法施行令附則第七条の規定に基づき、国際競争力の維持に関する国の施策の推進に著しい支障が生じている産業に属する事業を定める件の一部を改正する件（**財務**二〇）　六

○関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第二条第二項第六号、第三条、第八条及び第十条第三号の規定に基づき、財務省が関係行政機関に属する行政機関として所管する法令のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に係る電子情報処理組織による手続等を定める件（**国税庁**二）

○農業改良助長法施行令に規定する農林水産大臣の定める基準並びに農林水産大臣の指定する試験研究機関及び教育機関を定める等の件の一部を改正する件（**農林水産**二〇九）

○動物用生物学的製剤検定基準の一部を改正する件（**同**二一〇）

○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件（**国土交通**五〇）　七

○砂防法第二条の土地を指定する件（**同**五一）

○高速自動車国道に関する件（**同**五二）

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件（**環境**四）　八

○道路に関する件（**東北地方整備局**一六）

○都市計画に関する件（**同**一七、一八）

○都市計画に関する件（**関東地方整備局**二六、二七）　九

○都市計画に関する件（**近畿地方整備局**九）

○道路に関する件（**中国地方整備局**一三）　一〇

○道路に関する件（**九州地方整備局**一三）

○道路に関する件（**北海道開発局**九～一六）　一一

〔国会事項〕

中国地方整備局公示（中国地方整備局）　一三

〔叙位・叙勲〕　一三

〔官庁報告〕

官庁事項

中国地方整備局公示（中国地方整備局）　一三

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。